



第8章 新市の財政計画

新市における財政計画は、新市が目指す将来像を実現するための『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画』の財政運営を示すもので、今後も健全に財政運営を行うことを基本として策定したものです。

1. 基本的な考え方

財政計画は、新市の10年間の財政運営の指針として、歳入歳出の項目ごとに、過去の実績や現況を基に経済情勢を勘案しながら作成したものです。

作成にあたっては、堅実な財政運営を基調に、新しいまちの施策に基づく主要事業や、住民負担やサービスの調整に伴う経費、合併に伴う経費節減、国の支援措置などを反映させています。

2. 計画期間

『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画』の計画期間に合わせ、平成17年度から平成26年度までの10カ年計画とします。

3. 会計

地方財政の統計で統一的に用いる「普通会計」とします。

4. 合併による効果等

財政計画には、次の合併することにより生ずるスケールメリットや財政支援措置等を見込んでいます。

- ① 事務事業の一元化に伴う行政経費の削減
- ② 人件費等の削減（一般職、特別職、議員等の削減効果）
- ③ 合併特例事業（合併特例債を活用した事業経費）
- ④ 国の合併支援措置経費（普通交付税、特別交付税の特例措置）
- ⑤ 福祉事務所設置に伴う生活保護費等の経費

5. 合併に伴う財政支援

① 合併算定替

旧町村ごとに毎年度算定した財源不足額を下回らない額を普通交付税として15年間交付されます。ただし、合併後11年度から15年度は段階的に縮減した額となります。

② 合併特例債

新市がまちづくりのために必要とする建設事業やいろいろな地域振興に使うことのできる基金の積立てに充てることができる地方債（借金）のことです。合併特例債は、対象となる経費の95%まで借りられ、そのうち利息を含めた返済額の70%が後の普通交付税で措置されることになっています。新市では、約230億2千万円（上限）の建設事業と約38億6千万円（上限）の基金の積立てに充てることができます。

③ 普通交付税

合併直後の臨時的経費に対して措置されるもので、30億円を上限として5年間にわたり均等に普通交付税の基準財政需要額に算入されます。新市では、7億1千万円の算入が見込まれます。

④ 特別交付税

合併年度またはその翌年度から3カ年間にわたり特別交付税により財政措置されます。新市では、7億5千万円が見込まれます。

⑤ 合併推進交付金（県）

事業費の10/10以内の交付率で、10億円を上限として交付されます。新市では、9億8千5百万円を上限として交付されます。

⑥ 市町村合併推進補助金（国）

『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画』に基づく事業に対し、人口に応じ、3カ年間で定額補助されます。新市では、5億7千万円を上限として補助されます。

6. 主な歳入・歳出費目の前提条件等

(1) 主な歳入

費 目	前 提 条 件
地 方 税	今後の経済状況を踏まえ、現行制度を基本として作成しています。
地方交付税	普通交付税については、現行制度に基づき、普通交付税の算定の特例（合併算定替）の適用を前提として作成しています。また、国の合併支援措置経費として普通交付税及び特別交付税の特例措置を見込んでいます。
国・県支出金	事業費（扶助費、普通建設事業等）に連動して作成しています。
地 方 債	『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画』における主要事業の実施に伴い、通常の地方債のほか合併特例債を見込んでいます。また、臨時財政対策債及び減税補てん債を見込んでいます。

(2) 主な歳出

費 目	前 提 条 件
人 件 費	合併による特別職の職員、議員等の減員による経費削減や、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減効果を見込んでいます。
扶 助 費	合併によるサービスの格差是正経費や生活保護費の増加分を見込んでいます。
公 債 費	既発の地方債の償還予定額に、『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画』に係る合併特例債や通常債の償還見込額を加えて作成しています。
物 件 費	合併による事務経費の削減効果を勘案し作成しています。
補 助 費 等	一部事務組合等（広域連合、消防組合、火葬場）に対する経費は、この費目で計上しています。また、その他の補助費等は、合併によるサービスの格差是正経費を見込んでいます。
繰 出 金	下水道、国民健康保険、介護保険事業会計等への繰出金を見込んでいます。
投資・出資金	「公立おがた病院」に対する出資金を見込んでいます。
普通建設事業	『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画』の主要事業に係る経費及び主要事業以外の経費を見込んでいます。



7. 財政計画

〔 歳 入 〕

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地方税	2,844	2,815	2,787	2,759
地方譲与税	525	525	525	525
地方交付金	691	691	691	691
地方交付税	11,030	10,791	9,977	9,577
分担金及び負担金	292	292	292	292
使用料及び手数料	327	327	327	327
国庫支出金	1,261	1,261	1,261	1,261
県支出金	2,156	2,156	2,156	2,156
財産収入	67	67	67	67
繰入金	24	139	891	990
諸収入	317	317	317	317
地方債	3,572	3,552	3,464	3,430
歳入合計	23,106	22,933	22,755	22,392

〔 歳 出 〕

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人件費	5,769	5,779	5,787	5,718
扶助費	1,776	1,776	1,776	1,776
公債費	4,110	3,970	3,989	3,903
物件費	2,303	2,234	2,167	2,102
維持補修費	93	93	93	93
補助費等	3,686	3,599	3,461	3,286
繰出金	1,812	1,812	1,812	1,812
積立金	0	0	0	0
投資及び出資金	57	170	170	202
普通建設事業	3,500	3,500	3,500	3,500
歳入合計	23,106	22,933	22,755	22,392



(単位：百万円)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
2,731	2,731	2,731	2,731	2,731	2,731
525	525	525	525	525	525
691	691	691	691	691	691
9,586	9,360	9,348	9,338	9,331	9,314
292	292	292	292	292	292
327	327	327	327	327	327
1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261
2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156
67	67	67	67	67	67
383	243	0	0	0	0
317	317	317	317	317	317
3,412	3,124	3,107	3,090	3,073	3,056
21,748	21,094	20,822	20,795	20,771	20,737

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
5,621	5,440	5,400	5,297	5,267	5,213
1,776	1,776	1,776	1,776	1,776	1,776
3,636	3,387	3,253	3,205	3,248	3,259
1,997	1,891	1,789	1,691	1,597	1,507
93	93	93	93	93	93
3,071	3,073	3,042	3,025	3,007	2,972
1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812
0	0	35	274	349	483
242	122	122	122	122	122
3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
21,748	21,094	20,822	20,795	20,771	20,737

※ 国の「三位一体改革」の税源移譲による影響額は、係数等が不明のため計画に反映されていない。



財政用語説明

《歳入》

地方税	地方税法に定めるところによって地方公共団体が賦課・徴収することができる税。固定資産税、市町村民税、軽自動車税、たばこ税など。
地方譲与税	国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税など。平成16年度に所得譲与税が新設された。
地方交付金	国や県が徴収した税の一部から地方公共団体が行政サービスを行う上で必要な財源を補うために交付されるもの。地方消費税交付金、ゴルフ利用税交付金など。
地方交付税	地方公共団体間の財源の均衡化を図り、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するために国から交付されるもの。普通交付税と特別交付税に分かれている。
分担金及び負担金	地方公共団体が行う特定の事業によって利益を受ける者から徴収するもの。保育所や老人福祉施設等入所者の負担金など。
使用料及び手数料	公共施設の使用や公共サービスを受けたことの対価として利用者等から徴収するもの。幼稚園の授業料、各種公共施設の使用料、住民票等各種証明の発行手数料など。
国庫（県）支出金	地方公共団体が行う事業に対し、その財源の一部として国や県から使いみちを特定されて交付される補助金など。
財産収入	地方公共団体が所有する財産を貸付け、出資、または売払いしたことによって生じる現金収入。
繰入金	基金や積立金などを取り崩して繰り入れたお金。
財産収入	諸収入他のどの歳入科目にも含まれない収入。延滞金、預金利子、雑入など。
諸収入	他のどの歳入科目にも含まれない収入。延滞金、預金利子、雑入など。
地方債	地方公共団体が建設事業などの財源に充てるため、国などから借りるお金。

《歳出》

人件費	特別職（市町村長・助役・収入役）、議員、各種委員、非常勤職員の報酬のほかに、職員などの給料、諸手当がこれに該当する。
扶助費	高齢者、児童、心身障害者などに対して行っている様々な扶助（援助）に要する経費。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金など。
物件費	地方公共団体が支出する消費的性質を持つ経費の総称。賃金、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料など。
補助費等	各種団体に対する助成金や一部事務組合等への負担金など。
繰出金	一般会計と特別会計（国民健康保険、農業集落排水、上水道など）の間で、歳入の不足を補うため支出される経費。
積立金	地方自治法の規定に基づき、特定の目的のために設けられた基金などに積み立てるための経費。
投資及び出資金	財産を有利に運用するための国債などの取得や、財団法人設立の際の出捐金、公立病院や土地開発公社などへの出資などに要する経費。
普通建設事業	道路、橋りょう、学校、住宅、公園など公共事業に係る経費。